

令和 3 年社会生活基本調査 匿名データの作成方針（案）

1 基本的な考え方

令和 3 年社会生活基本調査の匿名データ化については、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年 2 月 17 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「ガイドライン」という。）の匿名データの作成に係る匿名化処理基準（以下「匿名化処理基準」という。）に準拠した秘匿措置を講じて作成・提供する。

ただし、社会経済情勢の変化や他調査の作成方法等を勘案し、調査年次の特性に応じた措置を講ずる。

2 作成する匿名データの構成概要

これまでに作成してきた社会生活基本調査に係る匿名データと同様、以下の匿名データを作成する。

	調査票の種類	調査本体の標本の大きさ	リサンプリング率	匿名データの標本の大きさ
令和 3 年	調査票 A	約 78,000 世帯	80%	約 62,400 世帯
	調査票 B	約 4,300 世帯	80%	約 3,500 世帯

3 適用する匿名化処理

令和 3 年社会生活基本調査では、ガイドラインの匿名化処理基準に準拠した匿名化処理を適用する。

なお、新規及び廃止の調査項目並びに調査対象の変更点は以下のとおり。

（1）新規の調査項目

- ① 慢性的な病気や長期的な健康問題（調査票 A・B）
- ② 日常生活への支障の程度（調査票 A・B）

（2）廃止の調査項目

- ① この日の天気はどうでしたか（調査票 A・B）
- ② 住居の種類（調査票 A・B）
- ③ 自家用車の有無（調査票 A・B）

（3）調査対象の変更

- ・ ふだん介護を受けていますか（調査票 A・B）

世帯主が世帯について記入する方式から、各世帯員が記入する方式に変更

4 その他

匿名データの作成・確認表の作成をする際に、組合せ等により個体識別リスクが高いレコードが出現した場合は、削除等の匿名化処理を行う。

また、匿名データの提供において、利便性を考慮し、同一の世帯が判別できる対応をとる。